報告３

町道３工区１９号線法面補修工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告します。

令和８年３月３日

長与町長　吉　田　愼　一

専　決　処　分　書

令和７年３月７日議会において議決された町道３工区１９号線法面補修工事請負契約について、請負契約の変更を行うので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

記

１　契約の目的　　町道３工区１９号線法面補修工事

２　契約金額　　当　初　金　額　８４，５９４，４００円
第１回変更金額　８９，４３３，３００円
今回変更金額　８５，１７７，４００円

３　契約の相手方　　長崎県長崎市恵美須町２番１０号
株式会社　萩原組長崎支店
支店長　松田　清見

４　変更の理由　　鉄筋挿入工の工法を足場施工からクレーン施工に変更したため、減額となった。

令和　８年　２月１６日

長与町長　　吉　田　慎